

令和6年度

姫路文学館望景亭の利活用に関する実証実験参加者募集要項

令和6年2月

兵庫県姫路市

【目次】

1. 事業の目的	1
2. 実施期間	1
3. 実施日数	1
4. 事業を実施できる時間	1
5. 費用	1
6. 提案の公募内容	2
(1)募集対象	2
(2)応募資格	2
(3)採択件数	3
7. 応募前の事前相談	3
8. 応募から審査までの流れ	4
(1)応募	4
(2)審査	4
(3)審査結果の通知	5
9. 全体スケジュール	5
10. 事業の中止等	5
11. その他	6
12. 問合せ・申請書提出先	6

1 事業の目的

本事業は、国登録有形文化財である姫路文学館望景亭の利活用について、既存の規定にとらわれず様々な可能性を検証し、今後の維持・活用の参考とすることを目的とします。

2 実施期間

令和6年4月1日から同年9月30日まで。

ただし、姫路文学館の休館日、姫路文学館の行事等で望景亭を利用する日及び占用使用許可申請（仮予約含む）がある日（以下「除外日」という。）を除きます。

3 実施日数

1事業につき3日以内。

1日単位で実施の場合3回以内。除外日を除き連続した3日間実施の場合は1回。

4 事業を実施できる時間

午前9時から午後5時まで（準備片付けの時間を含む）。

2日以上連続した日程で事業を行う場合も、各日の事業は上記の時間内に実施してください。

5 費用

本事業の実施に係る費用は、提案された事業（以下「提案事業」という。）に参加する者（以下「参加者」という。）からの参加費等でまかない、申込者が負担してください。

ただし、望景亭の施設使用料は免除します。また、実証実験実施に際し、望景亭以外で姫路文学館条例別表第2（以下「別表」という。）の占用使用料

が必要となる施設をあわせて使用する場合も当該使用料は免除します。

なお、参加者からの参加費等の算定にあたっては、望景亭ほかの占用使用料につき別表備考1の加算を含む占用使用料の負担を前提として算定してください。ただし、提案事業の内容により、調整を求める場合がありますので、必ず「7 応募前の事前相談」を行ってください。

6 提案の公募内容

(1) 募集対象

対象とする事業は、次のいずれにも該当するものとします。

- ア 望景亭の特色を活かし、観光客等の誘致に役立つものであること
- イ 望景亭の認知度を高めることに役立つものであること
- ウ 対象となる提案事業の参加者に参加費等の費用負担を求めるものであること
- エ 参加者の概ね半数以上が姫路市外からの参加が見込めること
- オ 個人的な会合や宴席でないこと
- カ 同等の事業が令和3年度から令和5年度の間、既に姫路文学館望景亭で実施されている場合は対象外とします。

(2) 応募資格

本事業に応募できる者は、次の全ての要件を満たす者とします。

- ア 実証実験を自ら実施できる企業、団体等（以下「企業等」という。）であること。
- イ 実証実験を行おうとする事業について同等の実績がある者。
- ウ 企業等の役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と認められる者でないこと。
- エ 企業等の役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が企業等の経営に実質的に関与していないこと。

オ 企業等の役員等が、自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。

カ 企業等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していないこと。

キ 以下のいずれかに該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行例（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札参加資格の制限を受けている者

(イ) 参加申込時点で、姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)第2条又は第3条により指名停止を受けている者

(ウ) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者

(エ) 国税、市税を滞納している者

(3) 採択件数

3件程度を予定しています。

7 応募前の事前相談

本事業への応募に際しては、応募前の事前相談を必ず実施してください。

事前相談では、想定している実証実験の概要などにより、事業内容と本事業実施に係る趣旨との整合性などを確認し、応募希望者に対し実証実験内容の調整を求める場合があります。

事前相談は、「姫路文学館望景亭の利活用に関する実証実験事前相談シート（様式第1号）により実施しますので、来館または電子メールで提出してください。

◆ 相談期間：令和6年2月27日（火）～3月7日（木）

- ◆ 提出先「12 問い合わせ・事前相談シート・応募申請書提出先」参照
※メールのタイトルは「実証実験事前相談（相談者名）」としてください。
い。
※必ず電話等で送信した旨伝え、受信されたことを確認してください。

8 応募から審査までの流れ

(1) 応募

応募希望者は、「姫路文学館望景亭の利活用に関する実証実験応募申請書（様式第2号）」を電子メールで提出してください。

※応募前に「7 応募前の事前相談」が必要です。事前相談が無い申請書は受付しません。

- ◆ 募集期間：令和6年2月27日（火）～令和6年3月8日（金）

※応募が予定件数に達した場合は、募集期間内であっても募集を終了する場合があります。この場合は姫路市及び姫路文学館ホームページでお知らせします。

- ◆ 提出先「12 問い合わせ・事前相談シート・応募申請書提出先」参照
※メールのタイトルは「実証実験応募申請（申請者名）」としてください。
い。

※必ず電話等で送信した旨伝え、受信されたことを確認してください。

(2) 審査

本要項に基づき提出された応募申請書等について姫路文学館望景亭利活用に係る実証実験参加事業者検討会の意見を参考に事務局が実証実験の実施候補者を選定します。

なお、提出書類の不備や応募申請書等の内容が不足している等、適切に審査を行うことができない時、又は実証実験の履行が見込めないと判断した場合は審査の対象としません。

審査は書面のみで行います。審査を行うにあたり、事務局より個別に内容の確認を行う場合があります。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、「姫路文学館望景亭の利活用に関する実証実験参加決定通知書」又は「姫路文学館望景亭の利活用に関する実証実験参加不決定通知書」により通知し、参加を決定した提案事業名及び事業者名を姫路市及び姫路文学館ホームページで公表します。

参加の決定を受けた事業者は、事務局と再度打合せの上、実証実験を実施していただきます。なお、実施にあたり、姫路市暴力団排除条例（平成24年姫路市条例第49号）第4条に基づく「誓約書」を提出していただきます。

9 全体スケジュール

事前相談の受付期間	令和6年2月27日（火）～3月7日（木）
応募申請書の受付期間	令和6年2月27日（火）～3月8日（金）
審査	令和6年3月中旬
審査結果通知	3月26日（火）発送 ※同日午後5時までに電子メールでも通知
事務局との打合せ	参加決定後個別に日程を調整します。

10 事業の中止等

次のいずれかに該当する場合は、実証実験の中止を「姫路文学館望景亭の利活用に関する実証実験中止通知書」により通知します。

- (1) 市の指示及び指導に従わないとき。
- (2) 災害等により、実証実験が実施又は継続できなくなったとき。
- (3) 応募資格を満たさないこと又は虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (4) その他、市長が中止する必要があると判断したとき。

11 その他

実証実験終了後は、1か月以内に実証実験の内容や実施状況を確認できる記録等の資料（写真・書類・データ等）を用いて、事業報告書（任意様式）及び収支計算書（任意様式）を提出してください。ただし、実施報告には参加人数及び姫路市外からの参加人数、参加費、事業実施の際の課題となることについての意見も併せて記載してください。

収支計算書は、今後望景亭を活用した事業の採算性の検証、本市が事業を企画する場合の経費見込みの参考にのみ使用し、他の目的には使用しません。

事業報告書の内容は、全事業終了後に姫路市及び姫路文学館のホームページで公表します。

12 問い合わせ・事前相談シート・応募申請書提出先

〒670-0021 兵庫県姫路市山野井町 84 番地

姫路文学館 総務課

担当 佐野・蟹井

電話 079-293-8228

メール kyo-bungaku@city.himeji.lg.jp